

# 定 款

株式会社 ハピネット

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当会社は、株式会社ハピネットと称し、英文では、HAPPINET CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 玩具、遊戯用具、スポーツ用品の企画、製造および販売
2. 日用雑貨品、衣料品、装身具、履物、時計、室内装飾品の企画、製造および販売
3. 家具、文房具、事務用機器、教育機器の企画、製造および販売
4. 家庭用電気製品、電気機器の部品、自動車部品の企画、製造および販売
5. 育児用品、小児用品、老人介護用品の企画、製造および販売
6. 医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品等の企画、製造および販売
7. 菓子、飲料水、その他食料品の企画、製造および販売
8. コンピュータゲーム機器、コンピュータおよびその周辺機器、情報通信器具のソフトウェアおよびハードウェアの企画、製造、販売、賃貸およびその利用技術に関する研修・コンサルティング
9. 電子機械および装置、電子技術ロボットならびにマイクロコンピュータの設計、製造、販売および賃貸
10. コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、賃貸および管理
11. 映像・音楽・音声のソフトウェア（フィルム、ディスクおよびテープ）の企画、制作、製造、販売、賃貸、放送、上映、配給およびこれらの仲介、代理
12. 映像・音楽・音声のマスターテープ企画および制作、音楽著作物の利用の開発ならびに音楽著作権の管理
13. 図書、雑誌、楽譜その他印刷物の企画、出版および販売
14. 遊戯機器、自動販売機の企画、製造、販売および賃貸
15. 前各号に定める商品の輸出入および販売店の経営
16. 通信販売業
17. インターネットを利用した通信販売業、ショッピングモールの運営、広告宣伝業務
18. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
19. 各種放送番組、コマーシャルの企画、制作および販売
20. 遊戯場、飲食店、映画館、劇場、録音・録画スタジオ、駐車場の経営
21. 店舗の企画、設計および施工
22. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権等無体財産権の取得、使用許諾、管理および売買
23. 映画・演劇・演芸・音楽・講演会・セミナー等の企画および興行ならびに各種催物チケットの販売およびこれに関する情報の提供・仲介
24. 貨物運送取扱業および倉庫業
25. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託
26. 不動産の保有、賃貸、売買、仲介および管理業

27. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
28. クレジットカード会員募集の仲介業務
29. 電話・電子メールの受発信業務、文書の作成・発送・受付業務、給与計算業務、出納・会計帳簿作成業務、支払代金の請求業務、集金業務、資産管理業務の代行
30. 経営に関するコンサルタント業務
31. 金銭の貸付
32. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、64,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 10 条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡す

ことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡請求その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にその都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権

- を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会規程に定めた順序による取締役が招集し議長となる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をした場合は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うことができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 期末配当金および中間配当金については、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。